

事務連絡
令和6年9月18日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

}

殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業者等の災害発生について（5号）

令和6年9月11日に中信森林管理署発注の生産事業（製品生産請負事業（伐採造林一貫作業外 中信3 奈川第一））箇所で労働災害が発生したので、その概要等を別添1のとおり送付します。

この災害は、集材作業の荷掛けに従事していた被災者が、長材での集材が困難であった伐倒木（梢端部が沢地形の箇所に折り重なっていた伐倒木の中に滑り込む形となっていたもの）を玉切りした際に、弓状にしまった伐倒木が一気に跳ね返り、左ひざに激突し、激突した衝撃により被災者は後ろに倒れ、足元にあった枯損木と跳ね返った伐倒木の中に左ひざを挟まれ、被災したものです。

原因としては、玉切る際の作業者の立ち位置が曲がりの外側だったことや反発力を開放する玉切りの手順に問題があったなどが考えられます。

応力が働いて弓状になっている伐倒木の玉切りは、折り重なった伐倒木は上から順に伐倒木を処理し、伐倒木が弓状になっている状態を解消すること、弓状の伐倒木の玉切りをせざるを得ない場合には、曲がりの内側に立って玉切ることや玉切りの手順としては、圧縮側に切り込みを入れて反発力を弱めてから、引張り側を切るなどの対策が必要です。

また、経験の浅い者に危険な作業をさせるときは、作業手順、作業方法を理解しているか確認してから、作業を行わせることも必要となります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

（担当：企画官（間伐推進担当）TEL050-3160-6569）

労働安全衛生規則抜粋

第二編 安全基準

第八章 伐木作業等における危険の防止

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 略

(造材作業における危険の防止)

第四百八十条 事業者は、造材の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、転落し、又は滑ることにより、当該作業に従事する労働者に危険を及ぼすおそれのある伐倒木、玉切材、枯損木等の木材について、当該作業に従事する労働者に、くい止め、歯止め等これらの木材が転落し、又は滑ることによる危険を防止するための措置を講じさせなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 事業者は、造林、伐木、かかり木の処理、造材又は木寄せの作業（車両系木材伐出機械による作業を除く。以下この章において「造林等の作業」という。）を行っている場所の下方で、伐倒木、玉切材、枯損木等の木材が転落し、又は滑ることによる危険を生ずるおそれのあるところには、労働者を立ち入らせてはならない。

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の労働者を立ち入らせてはならない。

3 事業者は、かかり木の処理の作業を行う場合は、かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

別添1

請負事業体及び立木販売における災害発生報告(休業4日以上)

1 署 等 名	中信森林管理署
2 事業の種類	請負事業（製品生産請負事業）
3 災害発生日時等	令和6年9月11日（水）14時00分頃発生 怪我の程度：左脛骨骨折 休業見込み：12週間
4 災害発生場所	長野県松本市 奈川第一国有林 321ろ林小班
5 契約相手方	横山木材有限会社 代表取締役 横山 登士
6 事業実行事業体	同上
7 被災者年齢等	氏名 年齢：55歳 性別：男 2の事業の経験年数：15年 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：(労災) (雇用) (健康) (厚生) (林退)
8 従事作業	集材（荷掛け）
9 災害概況	<p>当日現場は8名体制で稼働しており、保育間伐に4名、皆伐に4名が従事していた。</p> <p>被災者は皆伐地での集材作業（荷掛け）に従事、ほかに集材機運転者、荷外し者、造材者の計4名が従事していた。</p> <p>現場代理人は朝礼にて作業指示の後、保育間伐地にて業務にあたっていた。</p> <p>14:00頃、被災者は伐倒した際に伐倒木の梢端部が沢地形となっている箇所折り重なっていた複数の伐倒木の間に滑り込んでいたカラマツ（樹高約20m、胸高直径24cm）を集材しようと、ホールラインから横方向約10mにある元口にワイヤーロープを掛けた後、ホールラインの巻き上げ合図を送った。集材機運転者は材を引き上げようとしたが、梢端部の部分が抜けず、材が弓状にしなる形で元口だけがホールラインに寄ってしまったため、巻き上げを中断し、ホールラインを緩めた。</p> <p>被災者は、長材のままでは集材が困難であるため、一部を切り離して集材しようと思い、根元から約6.5m（径約23cm）の箇所を玉切りしたところ、弓状にしまった材が一気に跳ね返り、左ひざに材が激突した。激突した衝撃により被災者は後ろに倒れ、足元にあった枯損木と跳ね返った材の間に左ひざを挟まれ被災した。</p> <p>受災後、被災者は無線にて同僚に助けを呼び、駆け付けた集材機運転者が左ひざに乗ったままの材をチェーンソーで切断し、被災者を救出した。被災者は常に意識があったことから、自力で斜面を林道まで移動した。</p> <p>14:50頃、災害の発生について会社へ報告するとともに松本市内の病院へ受診するため、現場代理人、集材機運転者の3名で通勤車両にて下山し、病院へ向かった。</p> <p>17:00頃、松本市内の病院（久保田外科医院）に到着した。受診した結果、左脛骨骨折と診断されたが更に精密検査等が必要と判断されたことから、翌日、安曇野赤十字病院を受診することとなり、湿布処置の後、自宅へ帰宅した。</p> <p>9月12日 午前中に安曇野赤十字病院を受診したところ、左脛骨骨折、全治12週間と診断された。</p>

10 その他特記すべき事項	9月12日 8:30 現場代理人から中信森林管理署へ災害概況報告した。 報告内容を受け、次長より類似災害防止対策等、安全指導を実施。 11:00 代理人及び中信署職員が同行して、現地にて事故原因分析調査を実施。 現地にて、作業従事者による安全懇談会を実施。 9月17日 松本労働基準監督署に労働者死傷病報告書を提出。

災害発生箇所位置図



長野県松本市 奈川第一国有林321ろ林小班

奈川里川(黒川)

黒川支線

黒川支線林道

至 松本市内

災害発生箇所

0323

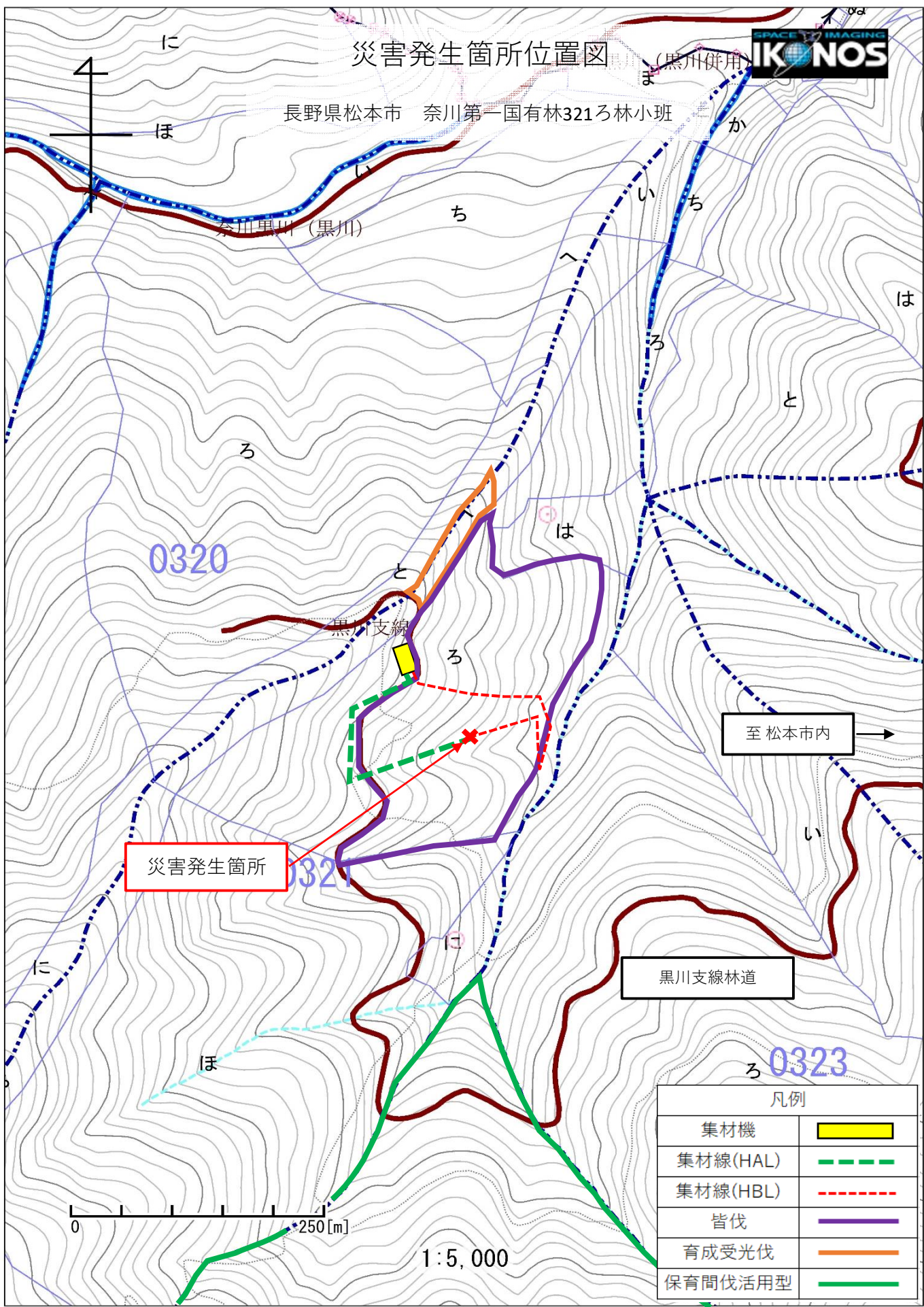
0320

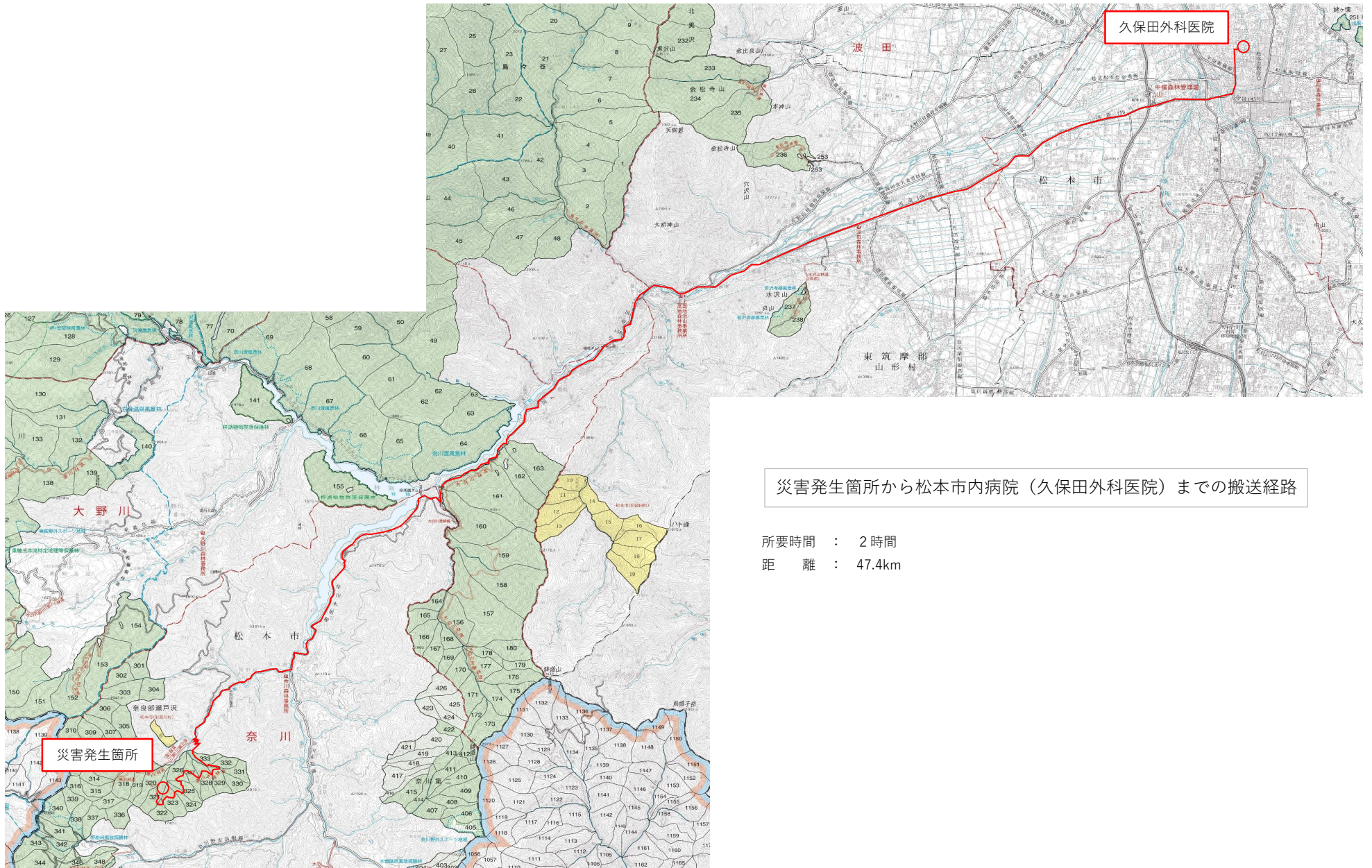
0321

凡例	
集材機	
集材線(HAL)	
集材線(HBL)	
皆伐	
育成受光伐	
保育間伐活用型	

0 250 [m]

1:5,000

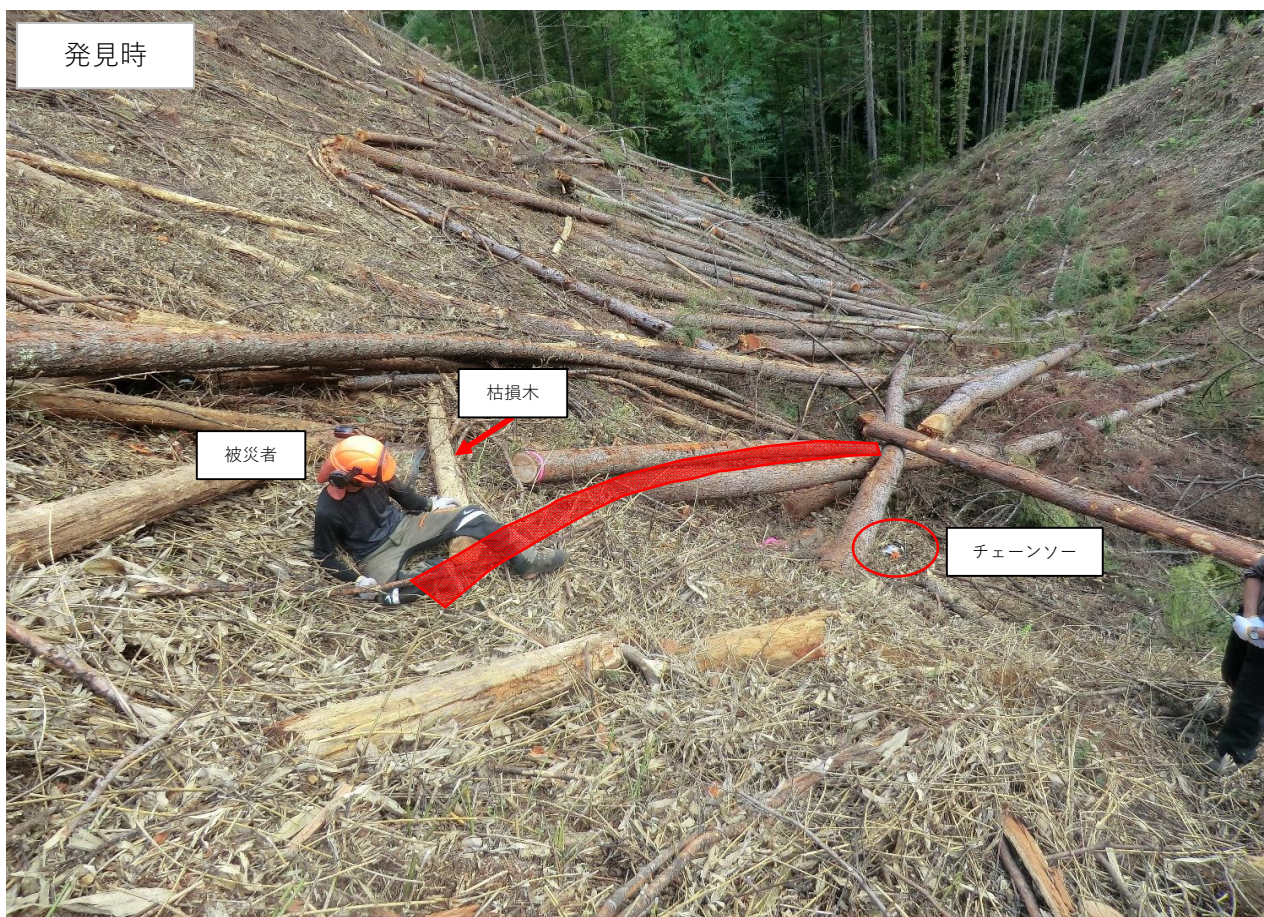
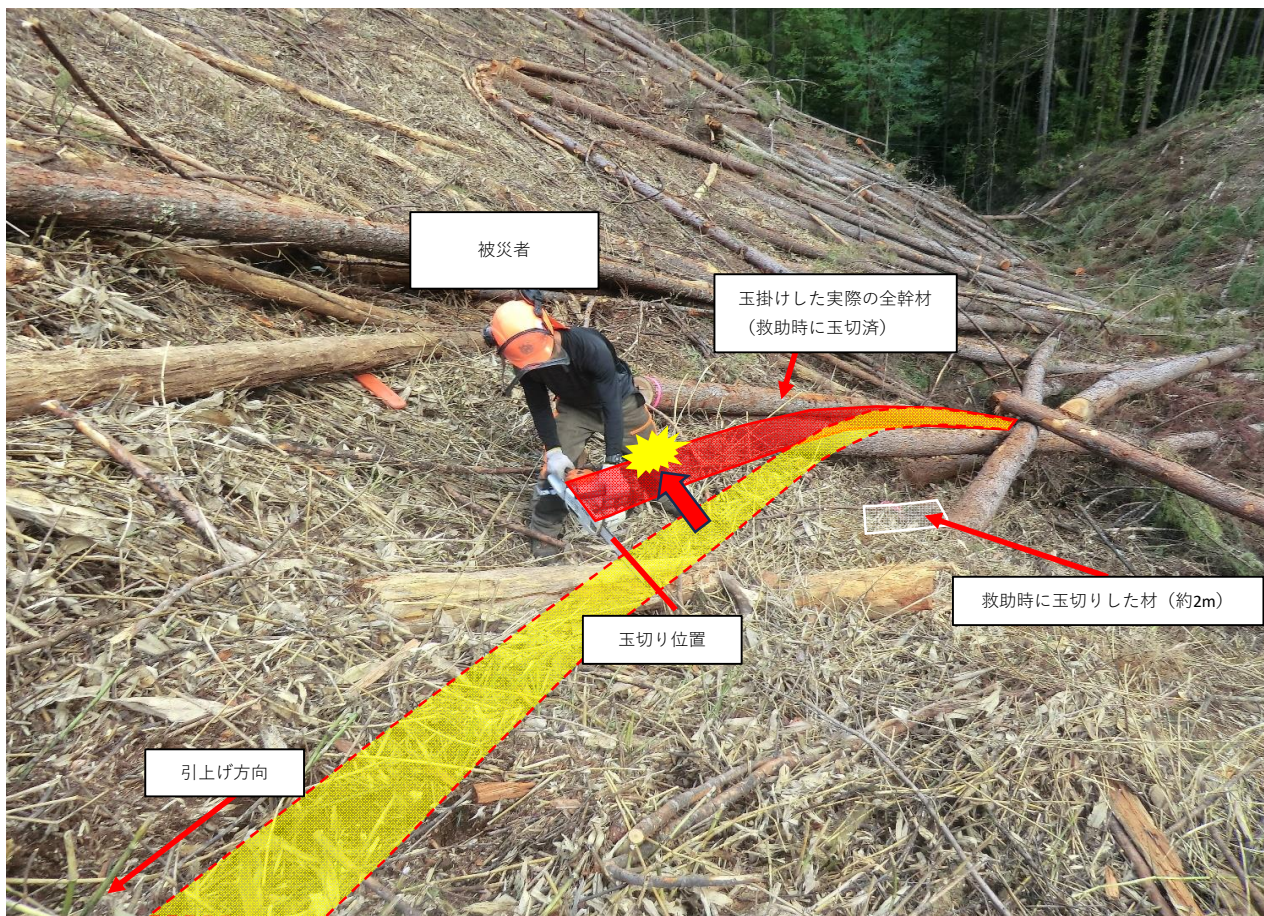




災害発生箇所から松本市内病院（久保田外科医院）までの搬送経路

所要時間：2時間
 距離：47.4km

災害発生時の再現写真



災害見取り図

